

国選弁護日誌



当会会員

堀田 耕平 Hotta Kohei (74期)

1 初めて国選弁護を担当される方へ

本稿は、初めて国選弁護を担当される方のために、私が1年目に担当した事件を紹介するものです。最初の事件の追起訴が続き長引いている間に、友人から待機日の引取りを依頼され、2件を扱いました。

修習中は、当番出動の場合も含め、国選弁護を1回は経験したことと思います。ですが修習時は、指導担当の先生に付いて行っただけのようなもので、登録後いざ1人でやって来いと言われても不安だらけでしょう。でも一度経験してしまえばもう大丈夫です。これから国選弁護を担当される方は参考にしてください。

2 Aさんの事件

(1) 概要

Aさん(30代前半・無職の男性)は、特殊詐欺の受け子と出し子で、詐欺、窃盗及び電子計算機使用詐欺を行ったとして7月下旬に逮捕、勾留され、起訴された後も追起訴が続き、判決言渡しは翌年の5月下旬ということで、約10か月のお付き合いになりました。

Aさんは、少年院入所経験があるほか、車上荒らしなどで執行猶予付き有罪判決、その後タクシー料金踏み倒しで実刑・執行猶予取消しになり、約2年収監されていました。今回は、酒類配達トラック運転手の仕事を、コロナ禍による飲食店営業自粛の影響で出所してから約2年後に失ってしまい、出生した子の養育費を支払うためという犯行でした。

(2) 初回接見

初めて担当する方向けに多少詳しく記載しますと、待機日に法テラスから、電話で受任の打診があります。事件の概要を伝えられた上で、受任するか問われますが、断る選択肢はなく、受任するとお答えします。その後、法テラスからFAX番号を問われ、テストFAXのやりとりを経て、国選弁護人候補指名通知書、勾留状、被疑者国選終了後に法テラスと弁護士会に提出する被疑者国選弁護報告書等がFAXされてきます。

初回接見にあたり、勾留先の警察署の留置係に電話をして、被疑者の所在確認をして向かいます。被疑者が検察などから戻って夕食をとってからの18時過ぎに行くという方が多いのではないのでしょうか。もっとも、どんな事件かは分かりませんが、指名された当日中であることはもちろん、一刻でも早く向かいたいものです。私は連絡を受けてから約3時間後に練馬警察署に着きました。

(3) その後のAさんとのやりとり

私は30年間民間企業で働いた後弁護士になりましたので、初対面の人と会って情報を聞き出すのは全く苦にならないのですが、被疑者と呼ばれる人とパネルを隔てて差しで会うのは初めてですから、さすがに緊張はしました。

お会いしたAさんの話によると、全部は覚えていないくらいの回数の受け子と出し子の役割を果たしていましたが、立件された事件の罪は全て認め、実刑を覚悟していました。

追起訴が続いたものの、勾留された月を除いては取調べは月に1回~2回しかなく、退屈だったようで、しばしば接見希望のお呼びがかかりまし

た。当時私が所属していた事務所のボスからは、「いい加減その国選弁護はもう断れないのか」と言われ、接見に行くのには気を遣いましたが、お呼びがかかれば極力会いに行きました。

Aさんは追起訴が続く間、長く接見禁止が解かれませんでした。せめて家族と会いたいということで接見禁止解除や、また小菅の方が居心地が良さそうだという希望があり勾留場所変更(移送)の請求を行いました。保釈も求めていましたが、そもそも認められるような状況でない上、家族は塀の中で反省すべきとお考えで、身元の保証や保証金支払いなどとんでもないということもあり、請求に至りませんでした。その後、家族との接見禁止は解かれましたが、小菅への移送はしばらくは果たされませんでした。もっとも、湾岸署への移送があり、そこでの生活は快適だったようですが、しばらくして、同房の者から首を絞められたので何とかしてほしいと言われ、留置係と話をし、直ちに別房に移してもらったということがありました。

Aさんの話によると、初回の出し子で得た金銭を、指示役の指示に基づき駅のコインロッカーに入れたが、指示役からは「お前が入れたという金銭がなくなったので、ケツを拭くまでは辞めさせないし報酬は支払わない、逃げたら家族に危害を加えるから受け子もやれ」と言われたということです。そのように脅かされていたので怖くて抜け出せず、逮捕されてホッとしたと述べていました。この後担当した他の事件でもそうでしたが、特殊詐欺では、そのように報酬は払われず脅かされて犯行を続けざるを得ないケースが少なくありません。

(4) 判決

公判では、資力がなく被害弁償できる状態ではないものの、情状として、一部の被害者に、謝罪と将来の被害弁償を約した書面を受領していただいたことや、少年院で取得した大型免許などの多くの資格を活かし、将来真面目に働くことなどを主張しました。判決は懲役3年、未決勾留日数は200日が算入されました。

3 Bさんの場合

(1) 概要

Bさん(30代前半、投資コンサルタント会社勤務の男性)は、詐欺の嫌疑で勾留されていました。巨額の投資詐欺事件で、投資コンサルタント会社の代表者と複数の役員とともに逮捕されました。本件では20代から30代の若者を中心に多数の被害者が出ていました。

(2) 初回接見

金曜日の待機日には打診がなく、安堵して翌土曜日を過ごしていたところ、法テラスから、事件が多く弁護士が足りなくなったので受任してくれとの電話がありました。勾留されて1週間ほど経過しているので、不思議に思いながらも、直ちに接見してくれということから、急いで蒲田警察署に向かいました。

Bさんの話では、「逮捕直後に、交際相手の紹介で私選の弁護人を選任して着手金を払ったが、その弁護士から、うちの事務所では手に負えないということで、数日で辞任されてしまった。同僚の者に相談したら、すぐに国選を依頼しろと言われてそのとおりにした」ということでした。辞任した弁護士事務所は、複数の元検察官もおそれかなりの数の弁護士が在籍しているので、突然の辞任とはと驚きつつ、時間がないので細かく状況の説明を受けました。

Bさんが働いていた投資コンサルタント会社は、創業当初には投資の形跡があったものの、実態は出資を募り運用益を配当金として支払うと言って資金を集め、運用は皆無なのに、新しい出資者からの出資金を配当金として支払いながら、破綻前提で金銭をだまし取るという典型的なポンジスキームだったようです。

代表者以外は投資の実態は知らされておらず、社員らは少なくない給与を得ていた上、自らも代表者を信用して投資しており、「投資実態がなかったとは思わなかった」という話でした。ということで、詐欺については否認していました。

(3) その後のBさんとのやりとり

勾留満期日に、詐欺罪については処分保留となりましたが、今度は金融商品取引法の無登録営業で再逮捕されました。

当初Bさんは否認していましたが、無登録であったことは認識しており、代表者に数回にわたり、他の社員とともに「登録など法律上の手続が必要なのではないか」と、質していました。これに対し、代表者からは、「海外で資金を運用をする場合は、国内での登録は法律上不要、顧問弁護士にも確認している」との説明を受け、それを信用してしまったとのことでした。

私が前職で最後に勤務していた会社は、第二種金融商品取引業登録も営んでおり、金融庁とのやりとりもありましたので、こんなところでその経験が役に立つとは思いませんでしたが、Bさんの会社の金商法違反は明らかで、法律の不知に過ぎず、結局罪を認めることになりました。

Bさんは、「代表者に言われて一生懸命投資勧誘していたのに、なんで犯罪者にさせられないといけないのか」との思いが強く、早期の保釈を望んでおり、請求を重ねていました。なかなか認められませんでした。その後、期日間打合せにおいて、罪を認める方針を示し、それが記載された調書も示して、ようやく保釈は認められました。

(4) 公判にて

Bさんは保釈後、秀逸な営業トークスキルを評価されて、採用された会社で働いていました。その会社の社長が情状証人として出廷してくれる予定でしたが、直前にドタキャンされ、急遽傍聴に来ていたお父さんに差し替えて、Bさんの監視監督を誓ってもらいました。

この事件の被害者の多くは20代から30代の若い世代で、勧誘されたとおりに結婚資金などの名目などと述べて消費者金融から借入れを起こし、その金銭を投資に回していた方も多く、今もその返済に苦しんでおられます。投資実態があつての損失であれば自己責任という側面がありますが、本件の投資実態は皆無に等しいものです。Bさんがそれに加担した事実は否定できないので、

私としては、その重い事実を理解してもらい、公判で真摯な反省を述べてほしいと伝え、実際にBさんはその旨を述べてくれました。もっとも、Bさんは、自分や家族が出資した金銭が戻ってこないことや、自分を事件に巻き込んだことに対する代表者への怒りが強く、被害者の立場に立って考えることは難しい部分があったとも思います。

判決は、執行猶予付きの有罪判決でした。なおBさんは、被害者からの損害賠償請求訴訟も抱えており、その事件を受任している弁護士からの依頼を受けて、捜査検事から、詐欺についての不起訴処分告知書ももらいました。担当検事にお願いすればすぐに出してくれます。

4 終わりに

AさんもBさんも、逮捕当時交際相手があり、その人たちへの連絡を頼まれました。気の重い役回りですが、交際相手もとても心配しており、連絡役を務めました。最後はAさんにもBさんにもつらい言葉を伝えることになりましたが。

差入れについては、Aさんから被疑者ノートを入れてくれと言われ、日弁連の青い被疑者ノートを入れたところ、これではなくて、普通のノートの表題に被疑者ノートと書いて入れてくれればよいと言われ、入れ直しました。他は、原則として

事件処理に必要な物以外は家族に頼んでほしいと言ってお断りしました。AさんもBさんも、マンガ『七つの大罪』を読みたいということで、特にAさんはお金はあるから全41巻購入してくれという話がありました。人気なんでしょうか。

刑事弁護は手続が多岐にわたり、裁判所、検察、警察、弁護士会、法テラスなどどこにどんな書面、手続をするかですぐ戸惑ってしまいます。弁護士会などのマニュアル、ネット情報、文献を見ればどこかには書いてあるのですが、ワンストップで答えを得られることはまずありません。したがって誰かに聞かざるを得ません。同期や事務所の弁護士に聞いても分からないときは、二弁の人権課に相談して刑事弁護委員会の先生を紹介してもらってください。私の場合は、当初弁護士会から割り当てていただいていた指導担当の先生には、「接見には六法を持参せよ」と助言してくださった後は、連絡が取れなくなってしまい、人権課から刑事弁護委員会の瀬野先生の紹介を受け、詳しく教えていただきました。また、まだ登録1年目なので許されるだろうと甘えて、刑弁教官だった宮村先生にはAさんの弁護とBさんの保釈についてアドバイスをいただきました。

この後もいくつかの刑事弁護に携わっていますが、1年目に担当したこの2件は、忘れられません。被疑者は皆さんが頼りですから、どうか全力で取り組んでください。

